

名古屋大学病院・関連病院卒後臨床研修ネットワーク規約

(目的)

第1条 名古屋大学医学部附属病院とその関連病院において充実した卒後臨床研修を行う目的で、名古屋大学病院・関連病院卒後臨床研修ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を置く。

(事業内容)

第2条 ネットワークは、次の各号に掲げる事項を審議し、実行する。

- 一 ネットワーク参加者募集に関すること。
- 二 名古屋大学病院・関連病院における研修情報の収集と参加者への情報提供に関すること。
- 三 研修後の進路に関する情報の収集と参加者への情報提供に関すること。
- 四 参加者に対する研修病院決定のための援助に関すること。
- 五 ネットワーク総会に関すること。
- 六 ネットワーク参加病院間の研修病院群構築に関すること。
- 七 その他、研修内容の向上のための取り組みに関すること。

(組織)

第3条 ネットワークは、次の各号に掲げる役員をもって組織する。

- 一 代表（名古屋大学医学部附属病院長）
 - 二 事務局長（名古屋大学医学部附属病院卒後臨床研修管理委員会委員長）
 - 三 事務局次長（名古屋大学医学部附属病院卒後臨床研修管理委員会委員）
 - 四 関連病院役員数名
 - 五 監事 1 名
 - 六 学生代表（卒後研修委員長）
 - 七 その他ネットワークが必要と認めた者
- 2 監事は、会の活動及び会計を監査する。

(任期)

第4条 前条第四号及び第五号の役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

また、第六号の役員の任期は卒業までとし、卒業後は次代の者と交代する。

- 2 前項の役員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会費)

第5条 ネットワークに加入する単独型臨床研修病院または管理型臨床研修病院は、年会費を納めるものとする。

- 2 年会費の金額については、ネットワーク役員会審議後、ネットワーク総会において承認する。

(召集)

第6条 代表は役員会を招集し、事務局長はその議長となる。

(意見の聴取)

第7条 ネットワークが必要と認めたときは、役員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 ネットワークの事務は、名古屋大学医学部附属病院卒後臨床研修・キャリア形成支援センターにおいて処理する。

附 則

- 1 この規約は、平成 14 年 7 月 13 日から施行する。
- 2 この規約の施行後第 3 条第四号及び第五号に掲げる最初の役員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 15 年 7 月のネットワーク総会開催日までとする。

附 則

この改正は、平成 15 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 17 年 11 月 7 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 18 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 18 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 21 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 28 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この規約の改正後第 3 条第五号に掲げる最初の役員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 4 年 6 月のネットワーク総会開催日までとする。